

武蔵野市立図書館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年12月6日

提出者 武蔵野市長 邑 上 守 正

武蔵野市立図書館条例の一部を改正する条例

武蔵野市立図書館条例（平成6年12月武蔵野市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 図書館は、武蔵野市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。ただし、武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイス（第5条各号に掲げる事業を行う部分に限る。以下「プレイス」という。）の管理は、地</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、<u>次</u>のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="711 860 1126 1536"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>武蔵野市立中央図書館</u></td> <td><u>武蔵野市吉祥寺北町4丁目8番3号</u></td> </tr> <tr> <td><u>武蔵野市立吉祥寺図書館</u></td> <td><u>武蔵野市吉祥寺本町1丁目21番13号</u></td> </tr> <tr> <td><u>武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイス</u></td> <td><u>武蔵野市境南町2丁目3番18号</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理)</p> <p>第3条 図書館は、武蔵野市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。ただし、<u>武蔵野市立吉祥寺図書館</u>（以下「<u>吉祥寺図書館</u>」という。）及び武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイス（第5条各号に掲げる事</p>	名称	位置	<u>武蔵野市立中央図書館</u>	<u>武蔵野市吉祥寺北町4丁目8番3号</u>	<u>武蔵野市立吉祥寺図書館</u>	<u>武蔵野市吉祥寺本町1丁目21番13号</u>	<u>武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイス</u>	<u>武蔵野市境南町2丁目3番18号</u>	<p>字句の改正 表の追加</p> <p>字句の追加</p>
名称	位置									
<u>武蔵野市立中央図書館</u>	<u>武蔵野市吉祥寺北町4丁目8番3号</u>									
<u>武蔵野市立吉祥寺図書館</u>	<u>武蔵野市吉祥寺本町1丁目21番13号</u>									
<u>武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイス</u>	<u>武蔵野市境南町2丁目3番18号</u>									

<p>方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（職員）</p> <p>第4条 図書館（プレイスを除く。）に<u>次の職員</u>を置く。</p> <p>(1)から(4)まで （略）</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) プレイスにおける前条各号に掲げる事業に関する業務</p> <p>(2) プレイスにおける図書館資料、図書館施設並びに図書館施設に附帯する設備及び器具（以下「図書館資料等」という。）の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、プレイスの管理及び運営に関する業務のうち、市長又は委員会のみ権限に属する事務を除く業務</p>	<p>業を行う部分に限る。以下「プレイス」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（職員）</p> <p>第4条 図書館（<u>吉祥寺図書館及びプレイス</u>を除く。）に、<u>次に掲げる職員</u>を置く。</p> <p>(1)から(4)まで （略）</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>吉祥寺図書館又はプレイス</u>における前条各号に掲げる事業に関する業務</p> <p>(2) <u>吉祥寺図書館又はプレイス</u>における図書館資料、図書館施設並びに図書館施設に附帯する設備及び器具（以下「図書館資料等」という。）の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>吉祥寺図書館又はプレイス</u>の管理及び運営に関する業務のうち、市長又は委員会のみ権限に属する事務を除く業務</p>	<p></p> <p>字句の追加 字句の改正</p> <p></p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>
---	--	---

<p>(休館日)</p> <p>第7条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、図書館の全部又は一部を臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1) 金曜日</p> <p>(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</p> <p>(3) 館内整理日（1月4日及び1月を除く毎月第1水曜日をいう。）</p> <p>(4) 年10日以内で委員会が指定する図書特別整理日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、プレイスの休館日については、武蔵野市立武蔵野プレイス条例（平成22年3月武蔵野市条例第10号。以下「プレイス条例」という。）第5条に定めるところによる。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第7条 図書館の休館日は、次の各号に掲げる図書館の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 武蔵野市立中央図書館（以下「中央図書館」という。） 次のアからエまでに掲げる日。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、中央図書館の全部又は一部を臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>ア 金曜日</p> <p>イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</p> <p>ウ 館内整理日（1月4日及び1月を除く毎月第1水曜日をいう。）</p> <p>エ 年10日以内で委員会が指定する図書特別整理日</p> <p>(2) 吉祥寺図書館 次のアからウまでに掲げる日。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、吉祥寺図書館の全部又は一部を臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>ア 水曜日（1月の第1水曜日を除く。）。ただし、当該水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和</p>	<p>条の改正</p>
---	---	-------------

<p style="text-align: center;"><u>(開館時間)</u></p> <p>第8条 図書館の開館時間は、次の各号に掲げる日に応じてそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 月曜日から木曜日まで（次号に規定する休日を除く。） 午前9時30分から午後8時まで</p> <p>(2) 土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前9時30</p>	<p>23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て、指定する日とする。</p> <p>イ 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで</p> <p>ウ 年10日以内で指定管理者が指定する図書特別整理日</p> <p>(3) プレイス 武蔵野市立武蔵野プレイス条例（平成22年3月武蔵野市条例第10号。以下「プレイス条例」という。）第5条に定めるところによるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(開館時間)</u></p> <p>第8条 図書館の開館時間は、次の各号に掲げる図書館の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 中央図書館 次のア又はイに掲げる日に応じて、当該ア又はイに定める時間。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>ア 月曜日から木曜日まで（休日を除く。） 午前9時30分から午後8時まで</p>	<p style="text-align: center;">条の改正</p>
---	---	---

<p style="text-align: center;"><u>分から午後5時まで</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、</u> <u>プレイスの開館時間について</u> <u>は、プレイス条例第6条に定</u> <u>めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">(図書館の利用の制限)</p> <p>第10条 委員会（プレイスにあ っては、指定管理者。第12条 第1項において同じ。）は、 図書館を利用する者（以下「 利用者」という。）が、次の 各号のいずれかに該当すると 認めるときは、その利用を制 限し、若しくは禁止し、又は 退館を命ずることができる。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p style="text-align: center;">(駐車場の使用料)</p> <p>第11条 <u>武蔵野市立中央図書館</u> <u>駐車場の使用料は、1台1時</u> <u>間につき200円とする。ただ</u> <u>し、委員会が、特に必要と認</u> <u>めたときは、使用料を免除す</u> <u>ることができる。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p>	<p style="text-align: center;"><u>イ 土曜日及び日曜日並び</u> <u>に休日 午前9時30分か</u> <u>ら午後5時まで</u></p> <p>(2) <u>吉祥寺図書館 午前9時</u> <u>30分から午後8時まで。た</u> <u>だし、指定管理者は、特に</u> <u>必要があると認めるとき</u> <u>は、委員会の承認を得て、</u> <u>これを変更することができる。</u></p> <p>(3) <u>プレイス プレイス条例</u> <u>第6条に定めるところによ</u> <u>るものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(図書館の利用の制限)</p> <p>第10条 委員会（<u>吉祥寺図書館</u> <u>及びプレイス</u>にあっては、指 定管理者。第12条第1項にお いて同じ。）は、図書館を利用 する者（以下「利用者」と いう。）が、次の各号のい ずれかに該当すると認めるとき は、その利用を制限し、若し しくは禁止し、又は退館を命 ずることができる。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p style="text-align: center;">(駐車場の使用料)</p> <p>第11条 <u>中央図書館の駐車場の</u> <u>使用料は、1台1時間につき</u> <u>200円とする。ただし、委員</u> <u>会は、特に必要と認めるとき</u> <u>は、使用料を免除することが</u> <u>できる。</u></p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>別表の削除</p>
---	---	--

名称	位置
武蔵野市 立中央図書館	武蔵野市吉祥 寺北町4丁目 8番3号
武蔵野市 立吉祥寺 図書館	武蔵野市吉祥 寺本町1丁目 21番13号
武蔵野市 立ひと・ まち・情 報創造館 武蔵野プ レイス	武蔵野市境南 町2丁目3番 18号

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 次に掲げる準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(1) 改正後の武蔵野市立図書館条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第1項ただし書の規定による指定

(2) 前号に掲げるもののほか、改正後の条例を施行するために必要な準備行為

(提案理由)

武蔵野市立吉祥寺図書館の管理について指定管理者制度を導入するため、所要の改正をするものである。